

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関 係 事 業 主 殿

令和 8 年 1 月 1 日

(一社) 長野県労働基準協会連合会

(一社) 松 本 労 働 基 準 協 会

各 労 働 基 準 協 会

安全管理者能力向上教育（定期教育）

開催のご案内

安全管理者は、労働安全衛生法において一定の実務経験とともに選任時研修を修了していることが選任要件とされていますが、安全管理者が労働災害の動向や社会経済情勢の変化に対応しつつ、事業場における安全管理の水準を向上させていくためには、普段からその有する能力の向上を図っていくことが不可欠であるといえます。

このため労働安全衛生法では、「事業者は、安全管理者に対する能力向上を図るための教育・講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努めなければならない(法第 19 条の 2)」と定められています。

また、厚生労働大臣は、この教育の適切かつ有効な実施を図るため、「能力向上教育指針」(平成 18.3.31 公示第 5 号)を公表しています。教育は選任後おおむね 5 年毎定期に行う「定期教育」と必要のとき行う「随時教育」を実施しなければならないこととされています。

当会では、能力向上教育指針のカリキュラムに基づいて、安全管理者に必要な最新の知識、情報等を盛り込んだ「定期教育」を下記により開催します。

つきましては、「定期教育」の対象となります安全管理者の出席につきまして特段のご配慮を賜りますようご案内申し上げます。

記

1. 対 象 者 安全管理者の資格を有する方

- (1) 安全管理者に選任され、おおむね 5 年を経過する方
- (2) 前回の「定期教育」受講後、おおむね 5 年を経過する方

2. 講習の日時、会場、締切日、定員 ※ 8 時 55 分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和 8 年 2 月 17 日 (火)			8 時 40 分から受付をし、9 時開講です。
会 場	松本安全衛生センター 松本市神林 7 1 0 7 - 5 5			
締 切 日	令和 8 年 2 月 4 日(水)	定 員	70 名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます

3. 申 込 方 法

- (1) 申 込 先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。(所在地は申込書の裏面にあります。)
- (2) 提出書類 受講申込書 (受講料、テキスト代を添えてお願いします。)

4. 受 講 料 (消費税含む)

労働基準協会会員事業場在籍者	1 名	12,100 円	〔内訳：本体 11,000 円 消費税 (10%)	1,100 円〕
〃 会員外 〃	1 名	15,400 円	〔内訳：本体 14,000 円 消費税 (10%)	1,400 円〕

5. テキスト代 (消費税含む) ※テキスト代は改定される場合があります。

「安全管理者実務必携」	1 冊	2,310 円	〔内訳：本体 2,100 円 消費税 (10%)	210 円〕
「令和 7 年度安全の指標」	1 冊	825 円	〔内訳：本体 750 円 消費税 (10%)	75 円〕

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い (またはお振込み) ください。

6. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具を携行してください。
- (2) 申込み受付後の取消しは2月9日までとし、その後の取消及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還いたしませんのでお含み下さい。

7. 講習科目・時間・講師

	講習科目	範 囲	時 間	講 師
第一日目	オリエンテーション		8:55～	
	最近における安全管理上の問題とその対策	(1)労働災害の現況 (2)技術の進歩に伴う問題とその対策 (3)就業形態等の変化に伴う問題とその対策	9:00～12:00	さくらい環境安全コンサルタント 労働安全・衛生コンサルタント 桜井 優 氏
	関 係 法 令	(1)労働安全衛生法令		
	最近における安全管理手法の知識	(1)事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。) (2)教育及び指導の手法 (3)その他最新の安全管理手法	13:00～17:00	
	災 害 事 例	(1)災害事例とその防止対策		
	修了式		17:00～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。

8. 修了証の交付

全科目を受講した方に対して修了式で修了証を交付します。

なお、2月5日以降に受講申し込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。

(郵送代 460 円ご負担ください。)

9. そ の 他

- (1) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意ください。
- (2) 昼食は幹旋しませんので、各自ご持参下さい。

申込書及び受講票の受講者氏名欄へ記入して下さい。※印内は記入しないこと。
太線内は、修了証の記載事項になりますので特に正確に記入して下さい。

2月17日 松本市会場

安全管理者能力向上教育（定期教育）受講申込書

フリガナ		協会名	受講 No.
氏名		※ 上小	※
※字体等不明瞭な場合は後日交付になります。送料はご負担ください。			
生年月日	昭和 平成	年	月 日
現住所 〒番号必須	〒	—	都・道・府・県
		労働基準協会会員関係 加入されている労働基準協会名を【 】内に必ずご記入下さい。 加入されていない場合は会員外に○をご記入下さい。 【 】労働基準協会 ・ 会員外	
上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日 〒 — 事業場所在地 事業場名 事業主職氏名 申込担当者所属・氏名 TEL () FAX ()			

(一社) 長野県労働基準協会連合会長 殿

ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生法等の法規に基づき、講習修了の履歴、修了証の発行等を行うもので、個人情報保護法により、目的以外に使用すること、第三者への提供等は禁止されております。個人情報は当連合会が責任を持って厳重に管理しております。

協会 使用欄	受講料	テキスト代 (2冊必要)	※領収月日	※領収者	※受講番号
	¥12,100-(会員) ¥15,400-(会員外)	¥2,310- ¥825-	/		

受講者氏名を記入し、切り取らないで下さい。

安全管理者能力向上教育（定期教育）受講票 ※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

※協会名	※受講 No.	受講者氏名	講習月日 R 8 年 2 月 1 7 日 講習会場 松本安全衛生センター
上小			

※8時40分～8時55分の間にこの受講票を提示して受付を済ませて下さい。

※会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意ください。

※
1
日
目

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3 階 301 号室	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3 丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601

(一社) 長野県労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-223-0280・223-0277
連 合 会	ホームページ http://www.naganoroukiren.or.jp	

